

韓人遺骨の引渡に関する件
(法規課プリント)

昭 41. 12. 1
系 規

標記の件に関する東京府了済調査に付する。

問題点、次の通りと見られる。

1. 本件遺骨の法的地位。

1) 日本法に於いては、遺骨は、有体物として所有権の

目的となる。相続人は、その所有権を存続。(大審院

判例)

2) 厚生省は、旧陸海軍関係死没者の遺骨を

処理に関する事務をつかさどることに定めており

外務省

(厚生省設置法第14条3の7)

遺骨を管理人として管理し、

いとの解釈に立つる。

1.) 事務管理に付しては、「本人其他の

又は法定代理人が管理を怠りたるを得た

事若し其管理を継続するに必要ありし

と。管理継続の義務が、^善なり、^善なり

15. 損害賠償請求権。原因は、その

2) 問題点

上記 1. (1). 5. 12. 本件遺骨を

に引渡すこと。自件 (南鮮出身者として)

原告

3.

2. あると認めるときは、~~日本国が~~管理権原

の義務違反に於ては、~~原告~~が問題がある

(例として、~~原告~~の主張に於ける調査の結果は、其の

2. 遺骨の~~調査~~と~~確認~~は、~~原告~~と~~被告~~ (相続人)

・~~原告~~は、~~遺骨~~の~~調査~~と~~確認~~に~~原告~~の~~責任~~がある

よって、日本国の管理義務を履行したと認め

る場合がある。一般的に、~~原告~~は、~~被告~~に~~原告~~の~~責任~~を

1. 場合、~~原告~~は、~~被告~~に~~原告~~の~~責任~~を

~~原告~~の~~責任~~を~~被告~~に~~原告~~の~~責任~~を

日本国が~~原告~~の~~責任~~を~~被告~~に~~原告~~の~~責任~~を

~~原告~~の~~責任~~を~~被告~~に~~原告~~の~~責任~~を

说明 (理字 712 63 书 < 地 卷 1 本)